

5. 有識者協議会（ガイドライン策定とデータ標準化）

5.1 事業背景と目的

スマート水産業を推進するにあたり、水産データの活用は最重要である。水産分野で用いられるデータについては、これまでは、各業務目的で収集し、利用されるだけのものが中心であり、いわば「一次利用型」のケースが大半であった。スマート水産業においては、元々他の業務目的で収集されたデータについても、収集し、加工を行うことが求められるもので、いわゆる「二次利用型」のものが中心となる。

二次利用型のデータ利用においては、データの提供者とデータの利用者が必ずしも一致しない。例えば企業が漁業者からデータの提供を受けて、これを企業がサービス開発に用いるなどのケースが想定される。

このような場合には現状、下記のような課題がある。

- ・データ提供においては、提供者と受領者の間でデータ提供関係に関する取り決めを行うべきであるが、実務的にこの点について、これまで明瞭に定めていないケースが大半である。
- ・データ提供において、提供する漁業者の利益やプライバシー保護などを十分に行わないと、データ提供者である漁業者の協力が得られず、結果としてデータ収集も進まない。
- ・データ連携においては、データ提供者とデータ受領者の1対1となるケースもあるが、プラットフォームを利用した1対N型のケースも存在する。この場合に、個々に取決めの内容や交換方法などを決定するのは不効率であるため、何らかのルールが必要である。
- ・データの内容においては、利用者を限定する要請が生じるため、データ連携においても、そのための利用者管理が重要であるが、利用者関係に必要な利害関係の整理ができていない。

本業務では上記の課題に対する検討を行うため、有識者による協議会(有識者協議会)を設置し、検討に必要な資料の作成を行う。

5.2 データ連携を適切に行う環境整備に必要な事項の検討における論点

5.2.1 データ連携を行う環境を整備していく上で必要となる規約等のあり方の検討

(1)問題の所在

データ連携において、データの提供関係を踏まえて行われる。データの提供関係は、

- ・特定の相手方との間での1対1のやり取りによる対応が基本形として考えられる。データ提供型契約、創出型データ契約と呼ばれる契約により行われるデータ連携がそれらに該当する。
- ・不特定または多数間でのデータ連携を行う場合には共用型データ提供規約などによるものを踏まえて、データ連携がなされる。

などが想定される。

これらのデータ提供関係を踏まえたデータ連携に係る規約等については、「A I・データの利用に係る契約ガイドライン 1.1 版」(令和元年 12 月 経済産業省)「農業分野における A I・データの利用に係る契約ガイドライン」(令和 2 年 3 月、農林水産省)に示される規約などがあり、水産分野においても基本的に歯これらを踏まえた検討を行うことが、効率的な検討を行う上で望ましい。

他方、水産分野においては、独自のデータの提供関係や、データの性格などが存在し、それを踏まえた規約等の在り方についても検討することが求められる。このため、本事業では水産分野のデータやデータの利用関係の特殊性に鑑みた整理を行い、データの規約の在り方について、検討を行った。

(2)水産分野で取扱われるデータとその利用場面

①水産分野で取扱われるデータ

本ガイドラインで対象とする水産分野のデータの例を 5-1 に示す。本ガイドラインでは採捕及び養殖のいずれの漁業におけるデータを対象とする。またそれぞれのデータについては、取扱い上の特徴があることから、これについて考慮の上、取決めルール等の方針を検討した。

表 5-1 本ガイドラインで想定する水産分野における情報例

カテゴリ		情報項目	備考
採捕	水域情報	水温・潮流	センサーベンダなどが関与
		酸素濃度	センサーベンダなどが関与
		気象情報	—
		プランクトン情報	
	水産物情報	魚群検知情報	メーカーが関与
		操業場所	漁業者にとって重要な情報の一つ。ただし法的な保護の要件を満たすかは要検討。
		操業時間	—
		漁法	漁法に関する情報自体は利害に影響しないが、漁業者が特定されるリスクがある
		水揚水産物	自由漁業以外はあらかじめ想定されている情報 他の情報と組み合わせると漁業者の利害に影響（操業情報とのマッシュアップ等）
		水揚量	水揚げ時に判明する情報。経営情報を構成しうる
		漁具の位置	漁業者の工夫による場合がある。
	移動経路	航路などにノウハウが認められれば法的保護の必要性に影響あり	
	養殖	海水情報	窒素濃度
水産物情報		魚体数・大きさ	漁業者が生育しているもので、漁業者の所有物の管理情報
活動情報		生け簀等の移動	漁業者によってノウハウがあれば保護の必要性に影響あり

②水産分野でのデータの利用場面

水産分野のデータが漁業者等から提供された場合、具体的な利用場面としては、漁業協同組合等におけるシステムでの利用や、外部への特定の目的利用、さらには、当初データ集を行った目的外での派生利用などが想定される。

具体的には、以下のような場面が想定して、本事業ではルールのあるあり方について検討を行った（表5-2）。

表5-2 水産分野におけるデータの利用場面

場面	概要
情報システム・サービスの構築	<ul style="list-style-type: none"> データを保有する利用者が、自身の業務利用のためにそのデータの利活用を行うためのシステム・サービスの構築を委託するなどのケース。 データ保有者とシステム・サービスベンダーとの関係は、一般的には委託契約関係、共同開発（研究）関係や、開発支援関係などによる場合もある。 データの利用関係は、システム・サービスの構築に係る契約形態との関係で直ちに決まるわけではない（委託関係においても、ベンダーにおける利用権限は、委託契約全体（開発費用、ノウハウ貢献の差異）で、その範囲が決定される）。 一般的には当事者間でデータの利用に関して、守秘義務が設定される（守秘義務が設定されている場合には、複数の顧客のデータを一元的に分析することが難しい場合が生じる）
情報システム・サービスの利用	<ul style="list-style-type: none"> 構築されたシステム・サービスに対して、データを投入し、当初の業務目的でのデータ活用サービスを利用する。 投入されたデータの利用関係については、理論上は、システム構築における利用関係とは、別の取決めが可能。特にパブリック・クラウドサービスにおいては、ベンダーにおける広い利用権限を認める場合がある。 この場合も当事者間で、データの利用に関して守秘義務が設定されることが多い。
データ利用者に対するデータ提供	<ul style="list-style-type: none"> データ保有者から、データ利用者に対するデータ提供。データ保有者が第一次的な目的で収集したデータを、多目的で利用するために提供するケース データ保有者からのデータ提供は、データ保有者自身の目的（例：行政報告）の場合や、利用者側の利用目的（例 流通状況の把握等）、保有者と利用者の共同目的による場合などがある。 データの利用関係は、一般的には提供時に決定しない場合には、制限が設けられない。データの利用権限は、提供方法等で一意に決まるわけではない。また提供されたデータに対して加工等が行われた派生データについても同様。 守秘義務に関しては、データの提供内容（個別情報、匿名加工情報、統計情報）や利用者関係（例 データ提供者間限定、産地市場に参加した者限定等）により、その内容が定められることが多い。データの管理体制についても同様
情報システム・サービスの付加価値サービス	<ul style="list-style-type: none"> 本来の情報システムの利用目的で収集されたデータに対して、ベンダーにより付加価値が付与されて、提供されるケース 付加価値の提供形態として、他のデータとのマッシュアップ等により、利用しやすくされる場合（例 地図情報や店舗情報と複合化する等）や、統計分析等により独自の解析を行うことで、本来の目的とは異なる利用に供する形で提供される（例 経営支援情報）などが想定される。 提供されるサービス等は、派生データとされることが多い。この場合の元々の提供データや派生データの利用関係については、個々に決められる。

場面	概要
ベンダーにおける製品・サービス利用	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務等を通じて得たデータに基づくノウハウ、あるいは派生データを利用して、委託業務以外の顧客への提供目的でシステム・サービスの開発・提供を行うケース ・基本的には、当初の委託契約における派生データや知的財産の取扱いを踏まえて、利用関係が決定される。 ・元の委託契約において、守秘義務が設定されている場合には、利用の範囲等の調整が求められる。

(3)水産分野におけるデータの特徴

水産分野のデータのうち、特に生産に係る分野において生成・活用されるデータについては、以下のような特徴を有している。

①データで保護される経済的利益の多くが法律上、権利化されていない

漁業の場合には、漁業権が設定されている漁業以外では、漁獲に対して、法律上の権利が認められているわけではなく、「無主物先占」（民法第 239 条第 1 項）により、取得した水産物に対して、所有権が認められることにより、初めて権利として保護されるものである。従って、例えば優良漁場での操業は、事実上の利益として得られるものであって、第三者が同様に操業することに対して、基本的にはこれを差し止めるよう請求することはできない¹。

そのため、事実上の利益に関する情報は、一旦流出してしまうと、権利に保護が期待できないため、事実上の利益を確保するためには、情報を秘匿することで対応することになる。

加えて、事実上の利益に関する情報それ自体も、知的財産という観点から見ると、権利として保護することが難しい場合が多く、営業秘密などによる対応することになる。

このような背景から漁業のうち、特に自由漁業における情報（データ）は、開示することにより情報保有者の経済的利益を損なう可能性があるため、データ流通になじみにくい性格を有している。

提供する漁業者の多くは、個人事業主であり、操業情報や水揚情報も漁業者個人と紐づいて提供されることが多い。そのため、個人事業主である漁業者から提供される上の方多くは、個人情報としての性格を有することになる。

データ提供に係る取決め一般でも、提供データに個人情報が含まれることは想定されており、個人情報に該当する場合には、個人情報保護法等において求められる対応を講じるべき旨が、各種ガイドラインにおいても示されている。水産分野の場合には、その傾向が顕著なうえ、漁獲に係る情報は事業主における経済的に利益に係るものも多いことから、データ提供関係の取扱いにおいては、これらの状況を視野に入れた対応が求められる。

¹ 第三者の態様によって不法行為（民法第 709 条）を構成する場合には、不法行為による損害賠償請求権は認められる。

②漁業協同組合（漁協）を経由してのデータ提供がなされるケースが多い。

水産分野のデータ提供関係において、漁業協同組合は重要な位置づけを果たしている。漁業協同組合は漁業者から構成されていることもあり、組合員たる漁業者が提供する情報の取りまとめを行ったり、必要に応じて外部への提供などを行ったりすることも生じる。また産地市場を経営している場合には、産地市場における取引等に係る情報の管理等を一元的に行うケースも見られる。

そのため、データ提供に係るガイドライン策定においては、漁業者と漁業協同組合の関係を念頭に入れた内容の検討が求められる。

③活用されるデータの多くが、漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い

（但し流通に利用されるものについては、広範にデータも流れることが想定される）

水産分野のデータについては、これまでは漁業者から漁業協同組合に提供されたり、学術的研究のために提供されるなど、比較的クローズドな範囲での利用関係が多いとされている。提供の前提として、提供者－利用者間で一定の信頼関係が存在することから、提供者において想定していない利用や流通が生じにくかったとされている。そのため、詳細な利用関係や権限等の取決めなどもなされてこなかったところである。

他方、スマート水産業においては、幅広いデータ利用者における創意工夫を通じて、漁業者や関係者においてメリットが生じるような製品やサービスの開発が生み出されることが期待されている。そのため一定の範囲で、オープンなデータ利用が想定されている。

従来のクローズドな利用関係において保護された当事者間の利益や信頼が、オープンな利用により損なわれることにより、データの提供自体は滞ることが懸念される。そのため、本ガイドラインでの検討においても、この観点からの調整が可能となるような内容や方策を視野に入れることが求められる。

④漁業政策上用いられるデータの要請が大きい。

漁獲データについては、資源評価を行うための基礎となるものであり、資源情報を適切に把握することにより、適切な漁業政策を実現することが可能となる。

そのため、水産分野のデータにおいては、漁業政策上での利用のニーズも高いことが認められる。政策上、データを利用する場合には、法令に基づいてデータを収集する場合と、法令に基づかないでデータを収集することが想定される。前者は、法令に基づいて行われるため、法令等で示された目的や対象情報等の範囲であれば、データの提供者との関係で、特段の事務的な対応は要しない。しかし、法令の目的の範囲がいでの利用の場合には、データ収集を行う根拠が失われることから、データ提供者との間では、データ提供に関する同意を得る必要が生じる。

本ガイドラインにおいては政策上の要請に基づいてデータを利用する際に、データ収集の態様に応じた、手続関係を考慮した取決めのあり方を含んだものとするのが想定

される。

⑤データ提供範囲等についての政策的な制限の要請が高い

水産分野のデータの中には、我が国や各地域の水産業の保護や、競争力維持に不可欠な情報も含まれている。これらのデータについては、原データのほか、例えば一定の予測等を機械学習により得られた学習済みモデルにおけるパラメータセットのような派生データなどが想定されるが、いずれも意図しない形で流通すると、政策目的と相いれない状況が生じることも懸念される。

水産分野において取り扱われるデータには、このように、政策目的などを勘案して、提供範囲の制限等の対応が必要となるものも想定される。

(4)水産分野におけるデータ保護のための観点

水産分野におけるデータの特徴を踏まえ、以下のような観点からデータの利用関係について整理を行った。

①漁業における事実上の利害関係を踏まえたルールのあり方

漁業の場合には、秘密保護などの観点から見ると、法制度に基づいて知的財産の保護を図ることが難しいケースが多い。

他方、上述のように漁場に係るデータが流出することにより、良好な漁場に関する情報がオープンになってしまうと、自由漁業の場合には操業に関して、他の漁業者に対して排除できる権限等で裏打ちされていないわけではないため、結果として大きな経済的な損失を被ることが懸念される（図5-1）。

このような観点から、水産物データを構成する漁業における経済的な観点からの「権利性」の有無に着目して、ルールのあり方を検討した。表5-3、表5-4にルールのあり方に関する対応方針を示す。

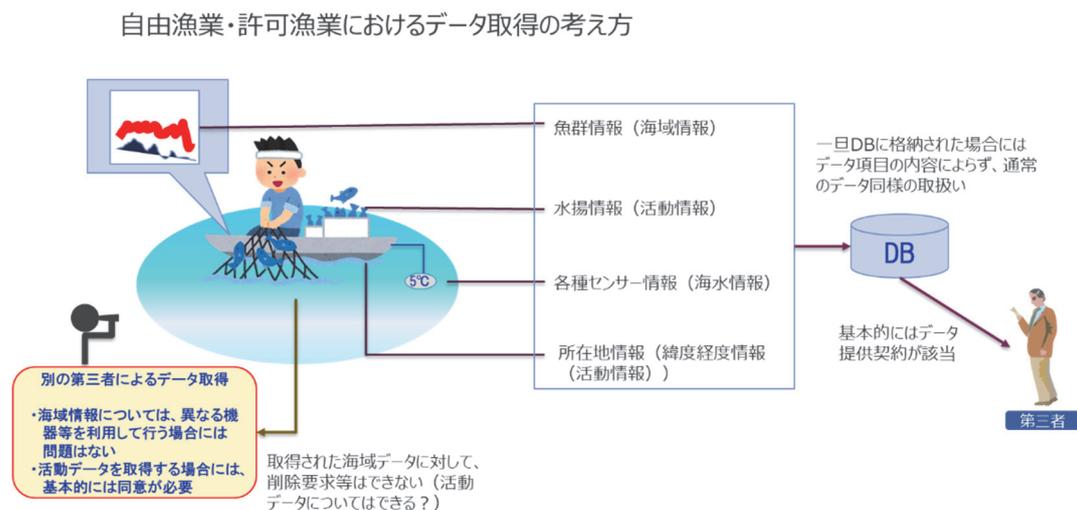


図 5-1 第三者を排除できない漁業形態におけるデータに係る留意点

表 5-3 権利の対象となりうる漁業情報に対する方向性

対応方針	例
・権利の対象となりうる場面(どのような形であれば、権利対象となるのか)を整理し、そのために必要な対応について示す	・例えば、どのように管理すれば、法的な保護の対象となりうるのか等を示す。
・当事者間での契約により取決めるべき内容について、漁業の場合に特に課題となる場面・事項を整理する	・漁業の場合には、「地域性」が重要となるので、利用の範囲・第三者の範囲を通常より明確にする。
・漁業権の対象となる漁業に関する第三者によるデータ取得からの保護の在り方の検討	・養殖などにおいて、第三者によるデータ取得がなされた場合の請求のための要件の整理

表 5-4 事実上の利益となる漁業情報に対する方向性

対応方針	例
・事実上の利益に関連するデータについて、利用メリットなどを示す。	・海況情報などについては、広域化を図ることにより、自身が行う漁業においてもメリットが生じる等
・事実上の利益となるデータ化により、当事者の利益を保護するための方策の検討	・漁場に関する利益を損なわない程度のデータの粒度等の在り方の検討
・事実上の利益を保護するのに必要な措置の整理	・当事者間であれば契約等内容の整理

②多様な漁業形態を踏まえた利用ルールのあり方

漁業の場合、沖合・遠洋の漁船漁業、沿岸の定置網漁業、一本釣漁業、採貝採藻など、多様な形態で行われており、それぞれの態様に基づいて、データの収集における留意点や対応の可能性などが異なってくる。

また農業分野と類似性を有すると考えられる養殖等については、農業分野における検討の成果を踏まえたルールの方針を示す。このような多様な漁業の形態を踏まえた利用ルールを示すことが求められる。

③個人情報性を加味したルールのあり方

漁業者の多くは、個人事業主であり、他の分野に比べて漁業者情報は、より個人情報として処理する必要性が高い。

①における対応と相まって、漁業者個人を想定した対応を図る対応を考慮してルールの検討を行う必要について確認した。

具体的には漁業者が個人事業主での場合、提供する情報が漁業者個人であることが紐

づいている場合、または他の情報との照合により、容易に当該漁業者が特定できる場合には、漁業者からデータの提供を受ける主体（漁業協同組合、産地市場、民間事業者等）においては、個人情報の提供に係る手続対応を図ることが求められるほか、第三者への提供にあたっては、原則として漁業者個人が特定できない方法により原データを出す場合と匿名加工等の処理を施す等の検討が求められる。

他方、個人の漁業者情報は、漁業協同組合を構成する事業者データとしての側面を有することから、この観点からの利用についても配慮が求められる。このような内容を踏まえた検討を行うことが求められる。

④漁業協同組合・産地市場等の関与を想定したルールのあり方

漁業者データの利活用に関しては、生産者団体、という位置づけから漁業協同組合の関与が大きい。また水揚げデータの作成という点では産地市場の役割も大きい。加えて産地市場については、漁業協同組合が運営する場合と、民間事業者が運営する場合などがあり、それらの違いによりデータの利用関係等も異なってくるのが想定される。

漁業協同組合や産地市場においては、漁業者の事業者として提供されたデータの利用、管理、第三者への提供を独自の立場で行うことから、漁業者などの内部的な関係と、外部の団体等とのデータの利用関係を整理した上で、ルールの検討を行うことが求められる。

⑤政策的な観点を踏まえたルールのあり方

水産分野におけるデータの利活用は、資源管理目的での利用の根幹をなすともいえる。また国内漁業の保護などの観点から、データの産地外流出を制限する等の政策的な要請も認められる。

このような政策的な観点を踏まえたルールについての検討を行う。

(5)各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点

水産分野におけるデータ利用関係が生じる各場面について、具体的なケースとそれぞれの留意点等の検討を行った。

①データの利用関係の概要

水産分野におけるデータの利用関係に関する利用ルールを検討するに際しては、水産分野において生じうるデータの提供関係について整理し、各場面でどのような利用ルールが必要であるかを整理する必要がある。

漁業者からのデータの提供関係では、個人事業主が多いことから、漁業者に紐づけられて提供されるデータについては、個人情報としての側面を有するため、これに着目した対応が求められる。

他方、漁業者のデータは、漁業協同組合が取りまとめて提供を行うことが多く、漁業協同組合が情報提供者として位置づけられることが多くなるのが想定される。

上記を踏まえ、水産分野において生じるデータの提供関係について 5 つの場面について整理した (図 5-2)。

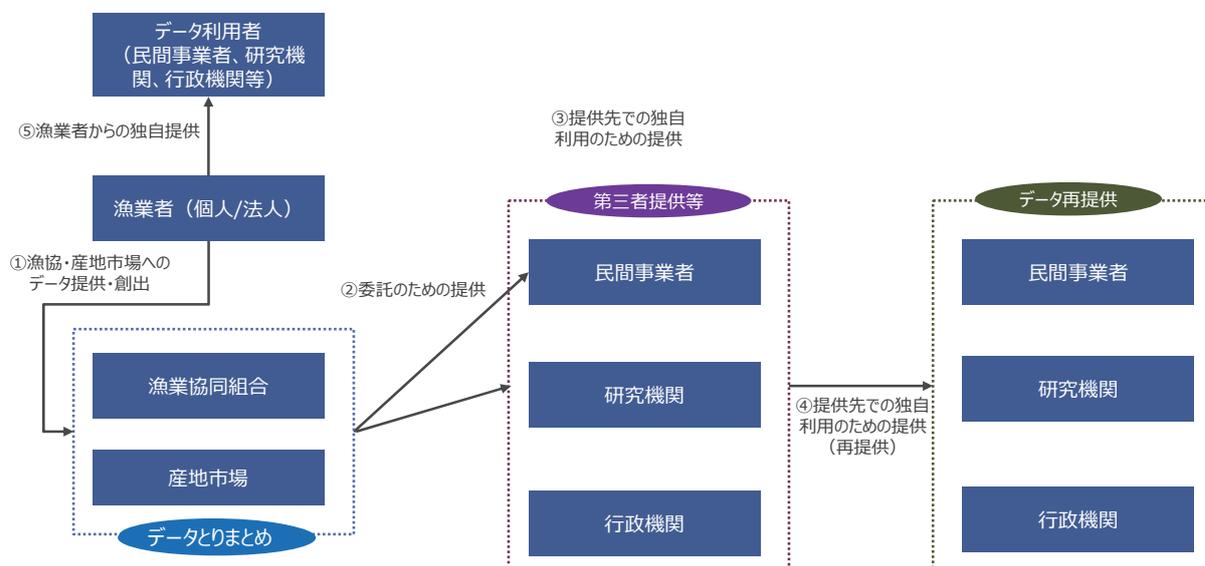


図 5-2 データの利用関係のパターン(漁業者起点)

②各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点

①で整理した各場面について、具体的に必要となる利用ルールについて、データ利用関係の特徴を示したうえで、ルール策定の観点からの留意点等を示す。

1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出

【概要】

漁業者から漁業協同組合等へ行われるデータ提供

水揚げや操業に係る情報(漁業において生じる情報)に関するデータ提供。組合における規約等に基づく。

【留意点】

- 漁業者自身も漁業協同組合の構成員であることが多いが、組合員以外が水揚げを行う場合も生じる。
- 漁業者がもつデータを提供する場合のほか、水揚げの計量結果など、漁業者と組合等で共同してデータ作成を行うケースもある。

2) 委託のための提供

【概要】

漁業協同組合が、委託先の民間事業者に対して行うデータ等の提供。委託契約に基づいて行われる

【留意点】

- この場合には、漁業者の個人情報の提供は第三者提供としては扱われない。
- 委託業務において供されたデータや、派生データの利用権限は、委託契約等において定められる。

3) 提供先での独自利用のための提供

【概要】

漁業協同組合が、提供先での独自利用を認めて行うデータ等の提供。データ提供契約等に基づいて行われる。

【留意点】

- 民間事業者との共同研究や、研究機関等における利用、行政機関等への報告などにより行われる。
- 漁業者の個人情報が含まれる場合に、研究目的や法律上の提供などにより、本人の同意を要しないケースもある。

4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）

【概要】

③により提供を受けたデータ利用者が、別の者が独自利用するために行うデータ提供。データ提供契約等に基づいて行われる。

【留意点】

- 例えばデータベース利用者のために行うデータの提供や、流通段階等での提供などが想定される。
- ③におけるデータ提供に係る取決めにおいて、提供範囲等は定められる。

5) 漁業者からの独自提供

【概要】

漁業者が、漁業協同組合を経ないで直接行うデータ提供。データ提供契約等により行われる。

【留意点】

- 漁業者が自らのデータを、漁業協同組合を経ずに行うデータの提供。
- 行政機関等への個別の提供や、民間事業者、研究機関等への研究協力などが想定される。
- 漁業協同組合と共同で生成したデータ等については、漁業協同組合と調整の上での提供が必要。

(6) 規約の内容とプラットフォームの位置づけ

データの第三者提供などにおいては、プラットフォーム型でのデータ提供についても検討が求められる。

プラットフォーム型のデータ連携の場合に、プラットフォームの果たす役割によりいくつかのタイプが想定される。

- ① データ交換に関するシステムは提供せず、データ連携に関する標準化や規約等のルール等のみ提供する
- ② ①で示した機能のほか、データ提供に係るシステム的な機能を提供する。
- ②についてはさらに提供する機能により、いくつかのパターンが想定される。例えば代表的なものとして
 - (a) データ連携を行う際のネットワーク部分のみを提供する。
 - (b) データ連携を行うデータについて、標準的な仕様に基づいて加工する機能を提供する
 - (c) データ連携を行うデータについて、一元的に集めてデータベース化し、これを提供する

などが想定される。

なお(a)~(c)については、それぞれ一つだけの機能を提供するパターンと、複数を組み合わせることも想定される。

これらについては、提供型および創出型のデータ提供に関するルールのあり方を踏まえてうえで、水産分野の特殊性を踏まえた形での検討を、今後進めることとした。

5.2.1 データ連携を行う環境を整備していく上で必要となる規約等のあり方の検討

本事業では、データ連携を行う環境を整備するために必要なデータの標準化等について、検討を行った。

(1)水産分野における標準化のためのコードの例

水産分野のデータに関して、標準的に用いられているコード等の例を表5-5に示す。

もっとも古いものとされるのはFRESCOコードで、1970年代に策定されたものである。主に試験研究用に用意されているものであることから、広範な利用場面での利用は必ずしも想定されてはいない。

FRESCOを基に策定されたものがTACコードであり、行政機関等による資源評価において用いられる。TACコードは、策定されたのちに、TAC制度の運用のため、独自に項目等の追加を行ってきた経緯があり、現在ではFRESCOとは別の、独自の体験となっている。

「魚介類の名称のガイドライン」は「(食品表示基準Q&Aの別添となるもので、食品表示基準に基づき魚介類の名称を表示等する際に参考となる考え方等を示す。魚種名に標準和名を踏まえるものである。

表5-5 水産分野で標準として利用されるコード・ガイドラインの例

	FRESCO(Fish Resource Conservation 資源評価情報システム)	漁獲可能量制度(TAC)	魚介類の名称のガイドライン(消費者庁)
--	---	--------------	---------------------

経緯	1970年代の200海里事業から続くコード体系	FRESCOコードを使用(当初)	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第18条第1項の規定により、生鮮食品には「名称」の表示が義務付けられており、「その内容を表す一般的な名称」を表示するためのもの
特徴	試験研究用に設計されているので汎用性はやや低い	TACでの活用のためコード追加を行っており、現在はTAC独自コードとなっている	標準和名を基本とする
コードに含まれる魚種数	およそ200個程度	およそ200個程度	220程度
コード形式	3桁のINT	3桁のINT	-
拡張可能性	必要に応じて追加	必要に応じて追加	新規の和名付与の手順を設ける予定
その他	銘柄コードは別	銘柄コードは別	-

(2)水産分野のデータにおける標準化の検討対象

水産分野のデータの標準化を検討するに際して、に示すような状況が想定される。標準化に際しては、例えば海況データであれば連携に際して共通的に求められるデータ項目と各項目に入力されるデータ形式等の標準化が求められることから、標準化の検討対象について、どの程度まで検討するかが論点となる。データ形式に関する議論は、

- ・データ項目に関する議論のうち、データ項目をどうするか
- ・提供者間でどのようなデータの粒度等を想定すべきか

などの議論を経てから、検討することが求められる。そこで今年度はデータ形式の検討は行わず、まずはデータ項目の在り方を対象とした(図5-3)。

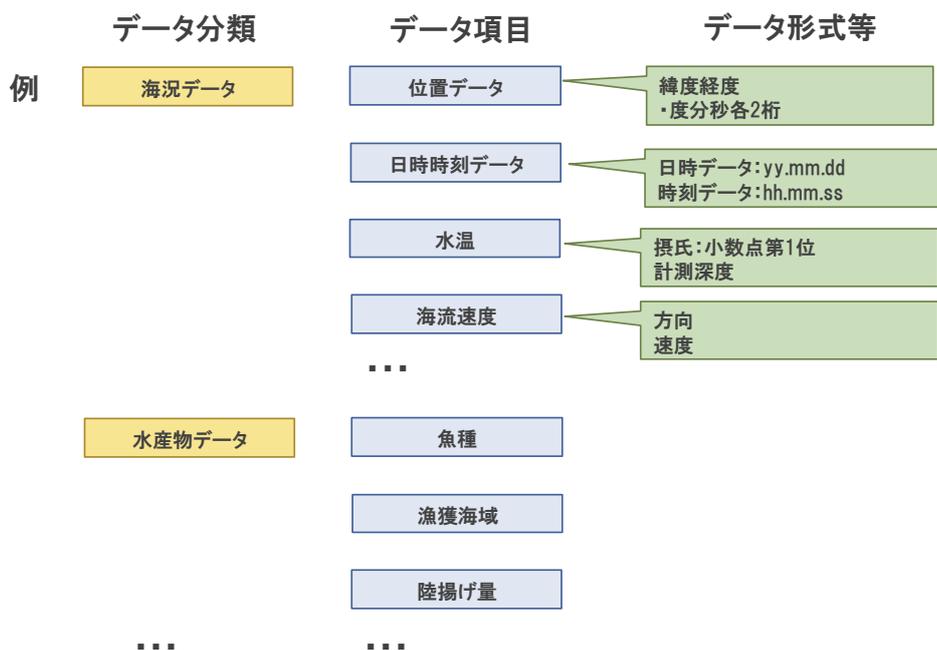


図 5-3 データ項目の標準化において検討対象とすべき内容等のイメージ

(3)データの標準化に対する意見

有識者協議会では、水産分野におけるデータの取扱い実態を踏まえて、標準化を進める際に留意すべき要素等について、意見が出された（表 5-6）。意見は各データの利用目的の観点から、指摘を受けるものであるが、利用目的によりデータ標準化の要請が異なることから、これらを踏まえて、標準化の進め方をどのように行うのが課題となった。

表 5-6 データの標準化に対する有識者協議会における意見等

データ項目	目的	データ項目決定において必要な要素	対応の考え方
魚種	全般	・ 銘柄等まで全てカバーするとなると、都道府県が有するデータを全て吸い上げてテーブルを作成する必要が生じる。そのプロトコルの提案ができればよい。	コード変換前の名称及びデータも維持できる仕組みが必要
		・ 1種類のコードに集約することは難しい。ある程度の振れ幅が必要。	
	研究目的	・ 研究面では 200 種からスタートしても問題ない。	
		・ 標準和名はあったほうがよい。	魚種名を標準和名に変換する仕組み
資源管理目的	・ 出世魚は、成長段階、地方での呼称も必要		
		・ 資源管理対象となる 200 種は対象として必要	

	産地市場	<ul style="list-style-type: none"> 漁業権から見た魚種という観点もある。例えば、漁業権に関しては統一するという方向性が考えられる。 漁業権の対象魚種を扱っている市場では、それ以外の魚種の取扱いについて、詳細データは含まれないことがある。 	漁業種類別に、魚種銘柄変換と荷主変換と漁業種類変換
銘柄情報		<ul style="list-style-type: none"> 出荷時の銘柄情報は必要。 	出荷時の銘柄情報を保持するような構造、あるいは仕組み
船舶関連情報		<ul style="list-style-type: none"> 一般的に船舶のエンジン等の情報をここに入れているケースは少ないのではないか。 	漁船情報については、漁船登録に関するものを参照すればいいのではないか
位置情報・漁法	公表目的	<ul style="list-style-type: none"> 公表用としてはデータをどれだけ荒くする必要があるのか。 	原データとしては維持しつつ、提供先目的に応じて、抽象度を確定し、変換を行う
	研究目的	<ul style="list-style-type: none"> ある程度、精緻なデータは必要（緯度経度など）であるが、海域だけで足りるものもある。 	
産地等	研究目的	<ul style="list-style-type: none"> 魚名との関係でも出荷地の情報は必要。 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> TAC コードは目的によって不要な項目が多く、実際に入力されていない項目も多い。目的に応じて必要な項目を整理し、役割分担に沿って議論していく必要。 産地市場からの原データは詳細データであることから、変換後のデータを産地に戻す必要性は低い 	

(4) 既存データと標準化の関係

データの標準化は、データの流通促進を図るために行われるものであるが、データの提供者において負担が大きいと、そもそも流通に載るデータ自体が提供されにくくなるという課題がある。特に複数の目的ですでに作られているデータベースにおいては、データベースを構築する目的に最適化するようにデータ項目も設定されていることから、例えばデータ提供元側のシステムについて標準化に対応すると、システム側において回収等が生じる可能性がある。そのため、その回収の負担についてどのようにするか等の課題があるほか、データ提供者において利用しやすい形とはならない可能性なども指摘される。

そこで、図5-4に示すように提供元のデータ項目については、それぞれで構築しているもののままとし、「標準化」として定めたデータセットとの関係でコード変換を行う形が現実的な対応とされた。

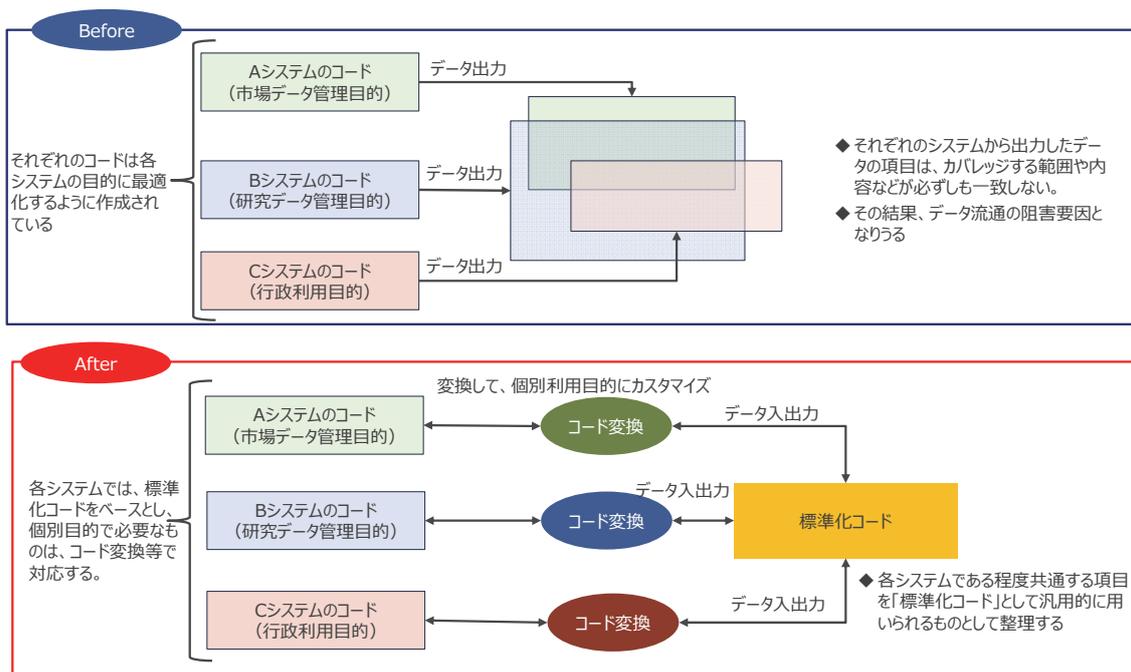


図 5-4 既存システムと標準化の関係

(5)標準化検討の優先順序

元データから標準化コードに対して変換を行うという原則を踏まえて、具体的な進め方について検討した。

そのうえで、具体的に検討を進めるうえでいくつかの課題が指摘された(図5-5)。具体的には以下のような指摘がなされた。

- ・「標準化コード」と言っても、各利用目的で想定する「標準化」の具体的な内容は異なることから、一意には決定しない。同意並行的に検討することは、議論の混乱を招くリスクがある。
- ・研究機関や民間事業者などが、漁業協同組合等からデータ提供を受ける場合には、変換データではなく、原データのまま受け取ることが多い。敢えて原データから変換されたものを利用することは少ない。標準化データとして返還されたものを利用するのは、第三者提供などの形で流通するケースの場合ではないか。
- ・データ変換後データに関して、提供者利用者間で双方向なやり取りが必要な場合には、一旦標準化コードで変換されると、そのデータのみを参照しただけでは、元のデータとの双方向性は維持できない。第三者提供において、データの受領者が基の返還前のデータを利用するニーズがある場合も同様である。このような場合には、変換後のデータの維持に関するルール作りも必要ではないか。
- ・変換機能をどのように持たせるかは課題(PFで持たせるか? APIなどを用意するか等)